



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年1月25日火曜日 第2236号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出（2件）.....	22
救急診療所の協力申出.....	22
医師の指定.....	22
指定自立支援医療機関の指定.....	22
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	23
解除予定保安林.....	23
同意の成立（漁獲共済）.....	23
公共測量の実施の通知.....	23
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	23
道路の区域変更（県道大三島環状線）.....	23
道路の供用開始（県道大三島環状線）.....	24
開発行為に関する工事の完了.....	24
建設業者の許可の取消し.....	24

公 告

土地の売払い.....	24
土地（建付地）の売払い.....	25

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令.....	27
---	----

告 示

○愛媛県告示第61号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。
平成23年1月25日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第64号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。
平成23年1月25日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
呼吸器機能障害	内科	大洲記念病院	佐々木 恵二	大洲市徳森1512番地1	平成23年1月1日

○愛媛県告示第65号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
平成23年1月25日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
今治市医師会市民病院	今治市別宮町七丁目1番40号	社団法人今治市医師会	平成26年1月24日まで

○愛媛県告示第62号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年1月25日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立大洲病院	大洲市西大洲甲570番地	大洲市	平成26年1月10日まで

○愛媛県告示第63号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所である。

平成23年1月25日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西本医院	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	医療法人社団マリナ会	平成26年1月18日まで

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
うわじま薬局	宇和島市堀端町 1 - 18	株式会社エムワイエス	薬局（育成医療・更生医療）	平成23年 1月1日
ハート調剤薬局	西条市大町755番地11	株式会社メディシス	薬局（育成医療・更生医療）	平成23年 1月1日

○愛媛県告示第66号

県営畑地帯総合整備事業脇地区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成23年 1月26日から平成23年 2月23日まで

3 縦覧場所

今治市役所大西支所

○愛媛県告示第67号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字松原谷丁213の43

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第70号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成23年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
西第24号	西条市氷見乙2025番地	東部家畜衛生推進協議会	西条市氷見乙2025番地	平成21年10月20日

○愛媛県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第68号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
伊方町区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧伊方町漁業協同組合の地区）	主として船びき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第69号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成23年 1月25日から
平成23年 2月25日まで
- 3 作業地域 松山市北梅本地域、東温市西岡地域

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	大三島環状線	今治市大三島町野々江2886番2地先から 同町台4577番2地先まで	旧	メートル 5.2~19.0	キロメートル 0.068	
		今治市大三島町野々江2886番2から 同町台4577番2まで	新	9.2~37.0	0.068	

○愛媛県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月25日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大三島環状線	今治市大三島町野々江2886番2から 同町台4577番2まで	平成23年 1月25日

○愛媛県告示第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 1月25日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第50号 平成23年 1月17日	伊予郡砥部町三角111番	伊予郡砥部町三角22番地 渡 邊 直 樹

○愛媛県告示第74号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 1月25日

愛媛県知事 中村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
（般-18）第6411号	平成18年 9月19日	（有）渡辺建設工業	渡邊 昭宣	大洲市白滝甲604-7	平成22年 12月9日	土木事業 水道施設事業	建設業の廃止
（般-19）第4707号	平成19年 6月24日	谷田建設	谷田 弘	喜多郡内子町城廻1685	平成22年 12月10日	建築工事業	建設業の廃止
（般-19）第10572号	平成19年 7月7日	（有）萬代建設	萬代 昇	大洲市長浜町沖浦甲70-1	平成22年 12月15日	建築工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 1月25日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
南宇和郡愛南町御荘平城3027番	学校用地	1,212.82㎡	8,750,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の

規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成23年1月25日（火）から3月8日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ
〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 - 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成23年3月8日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成23年2月15日（火）午後1時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成23年3月22日（火）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

南宇和郡愛南町御荘平城2982番地2

愛媛県愛南警察署3階大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土 地			建 物			予定価格
所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
南宇和郡愛南町御荘和口67番 1	宅 地	514.91㎡	居 宅 外	コンクリートブロック 造陸屋根 2 階建外	210.96㎡	4,240,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成23年1月25日（火）から3月8日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912-2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成23年3月8日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成23年2月15日（火）午後2時30分

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成23年3月22日（火）午後1時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2982番地2

愛媛県愛南警察署3階大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局
各事業所

平成23年 1月25日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令

（愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正）

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則（昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事務の委任）</p> <p>第13条 次に掲げる事務は、事業所の長に委任する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 行政財産の貸付け（地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第238条の4第2項第4号に掲げる場合に該当するものに限る。</u>）、使用許可及び境界確認に関すること。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（事務の委任）</p> <p>第13条 次に掲げる事務は、事業所の長に委任する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 行政財産の_____</p> <p>_____使用許可及び境界確認に関すること。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

（愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正）

第2条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則（平成9年愛媛県公営企業訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">組織名</th> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事項</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th>所長</th> <th>専決者</th> </tr> <tr> <th></th> <th>課長</th> </tr> </table>	組織名	事務の種類	事項	決裁区分		所長	専決者		課長	<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">組織名</th> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事項</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th>所長</th> <th>専決者</th> </tr> <tr> <th></th> <th>課長</th> </tr> </table>	組織名	事務の種類	事項	決裁区分		所長	専決者		課長
組織名				事務の種類	事項	決裁区分													
						所長	専決者												
		課長																	
組織名	事務の種類	事項	決裁区分																
			所長	専決者															
				課長															

総務課	1～7 省略			
	8 財産の管理及び処分に関する事務	1 行政財産の貸付けに関する <u>こと。</u>	—	
		2 省略		
		3 省略		
		4 省略		
	5 省略			

備考 省略

別表第3（第4条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			
			院長		専決者	
			事務局長	課長	事務局長	専決者
総務課	1～6 省略					
	7 財産の管理及び処分に関する事務	1 行政財産の貸付けに関する <u>こと。</u>	—		—	
		2 省略				
		3 省略				
		4 省略				
	5 省略					
	8 省略					

備考 省略

総務課	1～7 省略			
	8 財産の管理及び処分に関する事務	1 省略		
		2 省略		
		3 省略		
		4 省略		

備考 省略

別表第3（第4条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			
			院長		専決者	
			事務局長	課長	事務局長	専決者
総務課	1～6 省略					
	7 財産の管理及び処分に関する事務	1 省略				
		2 省略				
		3 省略				
		4 省略				
	8 省略					

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。